

# 枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例の概要

枚方市では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成 30 年 6 月に制定し、平成 30 年 10 月 1 日から施行しています。

関係者におかれましては、本条例の趣旨・内容をご理解いただき、土砂埋立て等の適正化に努めていただきますようご協力をお願いします。

## 【主な規制項目】

- 500㎡以上3,000㎡未満かつ高さ1m以上の土砂埋立て等には許可が必要です。
- 当該許可を得るためには、事前の周辺地域の住民等への説明会の開催が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のために措置が必要です。
- 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認を行う必要があります。
- 土地所有者の方は土砂埋立て等の施工状況を定期的に確認する必要があります。

## 1. 本条例の対象となる土砂、土砂埋立て等について

### 対象となる土砂

- ・ 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。
- ・ 有価物か無価物かは問いません。そのため、改良土も対象となります。
- ・ なお、再生砕石、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは該当しません。

### 対象となる土砂埋立て等（条例第 2 条関係）

- ・ 土地の埋立て、盛土、その他の土地への土砂の堆積を行う行為です。

埋立て	周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。
盛土	周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつその形状の変更の予定がないもの。例えば、農地や宅地の造成等が該当します。
堆積(一時保管含む)	周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、その形状の変更が予定されているもの。例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。



埋立て



盛土



堆積(一時保管含む)

## 2. 土砂埋立て等を行う方へ

### 責務（条例第4条関係）

- ・土砂埋立て等を行う土地の区域（埋立て等区域）の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- ・苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければなりません。
- ・災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

### 500㎡以上の土砂埋立て等を行う方、行っている方へ

#### (1) 土砂埋立て等の許可（条例第7条関係）

- ・埋立て等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満かつ高さ1m以上の土砂埋立て等は、許可が必要です。（3,000㎡以上は大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の対象です。）
- ・隣接している複数の土砂埋立て等は、一団の区域とみなすことがあります。
- ・土砂埋立て等期間は3年を越えて申請できません。（堆積（一時保管含む）を除く。）
- ・許可を要しない場合もあります。（6）、（8）参照。

#### (2) 許可申請前の手続等（条例第8条～10条関係）

- ・申請内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- ・土地所有者に同意を得なければなりません。
- ・周辺地域の住民に対して説明会を開催しなければなりません。

#### (3) 許可の申請（条例第11条関係）

許可の申請にあたっては、土砂埋立て等の目的及び内容、面積、搬入計画、災害防止の措置等を記した許可申請書にあわせ、土地所有者の同意書や住民説明会の開催結果などの各種図書を提出していただきます。

#### (4) 許可基準（条例第12条関係）

- ・欠格要件（本条例の命令・取消しを受け3年を経過していない、暴力団員やその関係者 など）に該当しないこと
- ・土砂埋立て等を的確かつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと
- ・災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準（勾配、擁壁、排水施設 など）に適合していること（特定の法令の許可を受けている場合、適用除外されます。（7）参照。） など

#### (5) 許可を受けた者の義務（条例第13条～23条関係）

許可を受けた者は、次の報告・届出等を行わなければなりません。

- ・許可を受けた内容を土地の所有者へ通知
- ・搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、市への報告（搬入前）
- ・搬入した土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告（半年毎）
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など

**(6) 許可を要しない場合**（条例第7条関係）

次の土砂埋立て等は許可不要です。

- ① 当該事業区域内で採取された土砂のみを用いて行うもの
- ② 国、地方公共団体が行うもの
- ③ 以下の者が行うもの

土地改良区・土地改良区連合	土地開発公社
土地区画整理組合	住宅街区整備組合
地方住宅供給公社	独立行政法人
市街地再開発組合	国立大学法人・大学共同利用機関法人
地方道路公社	地方独立行政法人
日本下水道事業団	西日本高速道路株式会社
その他、国又は地方公共団体がその資本金等を出資している法人で、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同様に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者	

**④ 他法令の許可等によるもの**

採石法第33条の認可又は砂利採取法第16条の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可
土壤汚染対策法第22条第1項の許可
建築基準法第6条第1項の確認（準用規定を除く）
道路法第24条の承認（道路に関する工事に係るものに限る）又は第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項又は第6条第1項の許可（準用規定を含む）
下水道法第16条の承認（準用規定を含む）
河川法第20条の承認又は第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項の許可
都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は第66条第1項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は第33条第1項の認可
鉄道事業法第8条第1項又は第9条第1項の認可
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可又は第12条第1項の変更許可

**⑤ その他許可を要しないもの**

コンクリート、ガラス等の製品を製造、加工するための原材料としての土砂のみを用いて行うもの
運動場、駐車場等の施設の機能を維持するために行うもの
指定管理者が公の施設の管理として行うもの
土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去等に係るもの
法令若しくは他の条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行うもの

**(7) 形状及び構造上の基準を適用除外とするもの**（条例第12条関係）

地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為
宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為
大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を要する行為

**(8) 経過措置**（附則第2項、第3項関係）

- ・平成30年10月1日時点で現に土砂埋立て等を行っている場合は、6か月の経過措置があります。
- ・平成30年10月1日時点で特定の法令又は条例の規定による許認可等を受けている場合は、当該許認可に係る期間が満了する日までは経過措置があります。（最大3年）

### 3. 土砂を発生させる方（発注者、請負者）へ

#### 責務等（条例第5条、第16条関係）

- ・ 建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用を促進し、不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- ・ 本条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書等を発行する必要があります。

### 4. 土地所有者の方へ

#### 責務等（条例第6条、第27条関係）

- ・ 所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・ 土砂埋立て等に同意をした土地所有者は、毎月1回以上、施工状況を確認しなければなりません。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）
- ・ 同意した内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、市長へ報告しなければなりません。この義務を怠った場合、当該土砂埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。

### 5. 命令・公表・罰則など

#### 命令・立入・公表（条例第24条～25条、第28条～31条関係）

- ・ 市長は本条例の許可を有する者などに対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときなどに、必要な措置や土砂埋立て等の停止を命じたり、許可を取り消すことがあります。
- ・ 市長はこの条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者及び土地所有者に対して施工の状況、埋立て等区域からの排水の水質測定結果及び土砂の土質分析結果その他必要な事項の報告を求めることがあります。また、土砂埋立て等を行う者に対して、立入検査を行います。
- ・ 市長は命令した場合、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表します。

#### 罰則（条例第33条～38条関係）

- ・ 無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 土砂の搬入報告の義務違反など：50万円以下の罰金 など

枚方市 環境部 環境指導課

枚方市役所分室 〒573-0026 枚方市朝日丘町 2-17 Tel:050-7102-6015